

## 令和2年 第7回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年7月20日 午後1時30分

2. 開催場所 役場第一会議室

3. 出席委員（12名）

1番 大槻 尚浩	2番 廣中 和幸	3番 井上 一味
4番 佐藤 秀昭	6番 齊藤 貴浩	7番 東海林 正幸
8番 樋渡 秀晃	9番 篠原 正博	10番 松本 和彦
11番 野里 光幸	12番 有馬 和幸	13番 溝井 雅幸

4. 欠席委員（1名）

5番 井上 雅明

5. 議に付した事件

議案第19号 会長の互選について

議案第20号 議席の決定について

議案第21号 会長職務代理者の互選について

議案第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 下限面積（別段面積）の設定について

報告第2号 事務局職員の任免について

報告第3号 標準処理期間の設定について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 名和 祐一

事務局長 定刻となりましたので、只今から第7回置戸町農業委員会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、農業委員さんの改選後初めての会議でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により置戸町長が招集しております。

議席につきましては決定しておりませんので、苗字の「あいうえお」順にご着席をお願いしております。

それから議事録署名委員の指名につきましても、議席が決定いたしましてから新会長より指名をしていただきたいと思います。

なお、本日の欠席委員は井上雅明委員1名です。

それでは、町長より開会のご挨拶をいただき議案第19号会長の互選についてを提案していただきたいと思います。

町長 みなさんお忙しい中、お集まりいただきまして有難うございます。

今、局長のほうからお話のありましたとおり、皆様におかれましては6月の定例議会に於いて同意を頂きまして、今回これから3年間の農業委員の、任を任命させて頂きました。

この改選につきましては、農業委員会法の改正に基づいて予め地域の農業者の皆さんや、営農団体からご推薦いただくと同時に広く一般の町民の方にも公募をさせていただいた経過にあります。

農業委員となられました皆様は、農業に関する高い識見と、農地等の利用の最適化の推進や農業委員会の掌握に全力を尽くしていただいておりますが、これからもよろしく願いいたしたいと思っております。

農業の基本はやはり、農地があってこそその経営だと思っております。

皆さんの英知を絞っていただき、これからのますます厳しい条件となっていく中で、本町の農業の発展のため農地の有効利用を図られますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速議事に、入らせて頂きます。議案第19号「会長の互選について」を提案いたします。

会長の互選は農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により委員によって会長を互選することになっております。

互選の方法はいろいろあるかと思いますが、どのような方法がよろしいかおはかりいたします。

有馬委員 前回は行ったとおり選考委員会を設けて選考してはいかがでしょうか。

町長 只今、有馬委員さんから互選については選考委員会を設けてはどうか、ということでの意見がありましたがいかがでしょうか？

提案のとおり選考委員会で選んでよろしいでしょうか？

(異議なしの声あり)

町 長 それでは選考委員について提案いたしますが、具体的に有馬委員さんのほうから何かありますか？

有馬委員 前は選挙委員の内、置戸上地区から3人、置戸下地区から2人に、選任委員の中から1名の5名で選考を行いました。  
今回は人数的に置戸上地区から2名、置戸下地区から3名が良いと思います。  
(異議なしの声あり)

町 長 それでは他に意見がなければそのように選んでいただきたいと思います。

町 長 それではこの場で分かれていただき、上地区2名、下地区3名合計5名の選考委員さんを選んでいただきます。  
その間暫時休憩といたします。  
(休憩)

町 長 休憩前に引き続いて会議を開きます。  
各地区から選考委員さんを報告していただきと思います。上地区からお願いいたします。

佐藤委員 上地区は私と溝井委員の2名です。

有馬委員 下地区は私と、樋渡委員と廣中委員の3名です。

町 長 それではこれから別室で5名の委員さんで選考委員会を開いていただき会長を選出していただきたいと思います。  
先に選考委員長を選んでいただき会長を選考していただきたいと思います。  
なお、議事記録の関係上事務局長が選考委員会に入らせていただきます。  
暫時休憩をいたします。  
(休憩)

町 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
それでは、選考委員長より選考結果の報告をお願いいたします。

有馬委員 選考委員長の任を受けました有馬です。  
ただいま別室において、5名の選考委員で慎重に審議いたしました結果、野里委員に会長をお願いしたいと決定しました。  
よろしくお願いいたします。

町 長 ただいま有馬選考委員長さんの報告では、野里委員さんに会長をお願いしたいとのことで、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

町 長 異議なければ満場の拍手をもって、会長は野里委員に決定したいと思います。  
(拍手)

町 長 ありがとうございます。それでは、ここで新しい会長に決まりました野里会長さんに就任の挨拶をお願いいたします。

野里新会長 只今、指名されました野里でございます。

私、4期目の農業委員として今回出させております、前回3期目で3年間会長を務めさせていただきました。

新型コロナで大変な時期でありますけれども、農地情勢に対しても大変な時代に入ってきてございます。

皆さんと共に、農地にかかわることをやるのが私たちの仕事です。皆さんの力を借りながら3年間務めて行きたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

町 長 ありがとうございました。それでは私はこれで議長の職を退任させていただきますので、この後の議事進行は新しい会長さんをお願いをしたいと思います。  
どうも有り難うございました。

事務局長 これからの議案につきましては、新会長さんとの打ち合わせがございますので、若干の時間をいただきたいと思います。

町長ありがとうございます。

(町長退席)

(協議中)

会 長 それでは、議案第20号 議席の決定についてを提案いたします。  
議案の2ページをお開き下さい。事務局より説明をさせます。

事務局長 議案第20号を説明いたします。

置戸町農業委員会会議規則第5条第1項の規定により、抽選により決定することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

抽選につきましては、その順番を決める抽選と議席を決める抽選の2回を行い決定します。

もし、皆さんの方で、箸による1回だけの抽選でよいということでしたら、その様にしたいと思っております。

- 会 長 ただいま事務局長より説明があったわけですが、抽選方法についておはかりします。  
箸による1回だけの抽選でよろしいですか。  
(異議なしの声あり)
- 会 長 それでは、異議なしの声が多数のようですので、1回の抽選で行いたいと思います。  
それでは、有馬委員の方から順に抽選をお願いいたします。  
(抽選)
- 会 長 抽選が終了しましたので事務局長より報告させます。
- 事務局長 議案に記載してあります順に議席番号を読み上げます。(読み上げ記載省略)  
なお、名札の番号につきましては次回からとさせていただきます。  
また、席順につきましても今日はこのままとさせていただきます、次回からただいまの席順で  
お願いをいたします。
- 会 長 席順につきましては、ただいまの事務局長の確認のとおりとさせていただきます。  
ここで、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
本日の議事録署名委員は、1番 大槻尚浩委員 2番 廣中和幸委員を指名いたします。  
それでは次に議案第21号会長職務代理者の互選についてを提案いたします。  
議案の3ページをお開きください。事務局より説明願います。
- 事務局長 それでは、議案第21号会長職務代理者の互選についてを説明いたします。  
農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき、または、事故  
あるときは委員が互選した者がその職務を代理するということになっております。  
また、置戸町農業委員会会議規則第4条第1項で、あらかじめ職務代理者を互選しておく  
ことができることとなっております。  
この規定により、従来から改選時に会長職務代理者の互選をしているものでございます。
- 会 長 ただいま説明のありました会長職務代理者の互選についてですが、互選方法についてお計  
らいいたします。  
ご意見ありませんか。
- 有馬委員 前回同様、選考委員会で選考してはいかがでしょうか。
- 事務局長 前は選考委員会で選考いたしましたが、選考委員には会長も加わり選考した経過がござ  
います。

会 長 前回同様にとりすすめてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

会 長 それでは選考委員会を別室にて開催しますので、この間暫時休憩といたします。  
(休憩)

会 長 休憩前に引き続き会議を再開します。それでは有馬選考委員長さんより選考結果報告をお願いいたします。

有馬選考委員長

慎重に選考をいたしました結果を報告いたします。  
会長職務代理者につきましては、齊藤委員さんをお願いしたいということで、選考いたしました。

会 長 それでは、拍手により賛否を聞きたいと思いますので、賛成の方の拍手をお願いいたします。  
(拍手)

会 長 有難うございます。ただいまの拍手をもちまして会長職務代理者には齊藤委員と決定いたします。齊藤委員よろしくをお願いいたします。

会 長 次に、議案第22号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題としますので、議案の4ページをお開きください。  
事務局より説明させます。

事務局長 議案第22号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による通知について、下記のとおり提出があったので審議を求めます。  
提出年月日は本日付です。案件は1件です。  
理由は賃貸借契約の合意解約 です。

1番 貸付人は、〇〇市〇〇〇〇 〇〇〇〇さんで、借受人は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。  
申請地は字〇〇〇〇〇〇 外〇〇筆で、面積は 46,396㎡です。  
場所につきましては、9ページの第1図をお開きください。  
(第1図にて概要説明)

1 ページにお戻りください。

以上で、議案第 2 2 号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第 2 2 号について説明がありました。  
これから質疑を行います。

何か質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第 2 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。  
したがって、議案第 2 2 号は、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案第 2 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。  
議案の 5 ページをお開きください。  
事務局より説明させます。

事務局長 議案第 2 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定により決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。  
提出年月日は本日付です。案件は 2 件です。

1 番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は、北海道農業公社 で、利用権の設定等をするもの、売り手は、〇〇〇〇 〇〇〇〇 さんです。  
土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 で、面積は、6 8, 3 0 6 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は所有権で、売買金額は 1 3, 6 6 0, 0 0 0 円で、1 0 a 当り 2 0 0, 0 0 0 円です。  
あっせん委員は、有馬委員、齊藤委員です。  
場所につきましては、1 0 ページの第 2 図をお開きください。  
(第 2 図にて概要説明)

5ページにお戻りください。

2番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は、1番と同じく 北海道農業公社 で、利用権の設定等をするもの、売り手は 置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇 さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆 で、面積は、129,167㎡、利用権設定等の種類は所有権で、売買金額は 11,400,000円で、10a当り 88,300円です。

あっせん委員は、伊東委員、樋渡委員です。

場所につきましては、11ページの第3図をお開きください。

(第3図にて概要説明)

5ページにお戻りください。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第23号について説明がありました。  
これから質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。  
したがって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案第24号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。  
議案の6ページをお開きください。  
事務局より説明させます。

事務局長 議案第24号 下限面積（別段面積）の設定について、このことにつきましては、平成21年の農地法の改正から同様の取り扱いをしています。

(1)「農地法施行規則第17条第1項の適用について」、方針は現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わない。理由につきましては、2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家の8割を超えているため。

(2)「農地法施行規則第17条第2項の適用について」、方針は現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わない。理由につきましては、農地法30条の規定に基づく利用状況調査の結果、町内の耕作放棄地や遊休農地がないため、現段階での必要はないと判断したため。

以上で議案第24号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第24号について説明がありました。  
これから質疑を行います。  
何か質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。  
それでは、議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。  
したがって、議案第24号については、原案のとおり可決しました。

会 長 次に報告第2号、事務局職員の任免についてを議題とします。  
議案の7ページをお開きください。  
事務局より説明させます。

事務局長 報告第2号、事務局職員の任免についてを説明いたします。  
7月1日に発令となりました農業委員会事務局の人事異動でございます。  
葦島副町長が事務局長を併任しておりましたが、併任を解かれ、後任につきましては、私、名和祐一が、事務局次長から事務局長の発令となりました。  
以上で報告第2号の説明を終わります。

会 長 只今、事務局より説明がありました。  
なにか質問はありませんか。  
(なしの声あり)

会 長 それでは、報告第2号につきましては、報告済みと致します。

会 長 次に、報告第3号「標準処理期間の設定について」を議題とします。  
議案の8ページをお開きください。  
事務局より説明させます。

事務局長 報告第3号「標準処理期間の設定について」をご説明いたします。  
行政手続法第6号において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされています。  
このことから、毎年各委員会で個々に期間を定め公表することとなっており、農業委員会での農地法第3条第1項の標準処理期間を30日と設定いたしました。以上で報告第3号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より報告第3号について説明がありました。  
質疑はございませんか。  
(質疑なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。  
それでは、これで報告済みといたします。

会 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
これで、令和2年 第7回農業委員 会議を閉会いたします。